

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月15日
【届出者の氏名又は名称】	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ
【届出者の住所又は所在地】	奈良県奈良市須山町95番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0742 - 81 - 0101
【事務連絡者氏名】	打込 辰之輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ (奈良県奈良市須山町95番地)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当法人」とは、一般社団法人ディアパークゴルフクラブをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ディアパークゴルフクラブをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ディアパークゴルフクラブ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当法人は、対象者が奈良県において所有・経営しているゴルフ場（ディアパークゴルフクラブ）を間接株主会員制（注1）のゴルフ場とすることを目的として、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」に記載のとおり、平成24年6月23日開催の対象者の定時株主総会及び法人格のない任意団体であるゴルフクラブ組織（以下「クラブ組織」といいます。）の定時会員総会における「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」についての決議を経て、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき、現在のクラブ組織の理事が中心となって平成24年7月31日付で設立された一般社団法人です。

当法人は、平成24年10月13日開催の理事会において、一般社団法人を活用した完全間接株主会員制の実現のため、対象者を完全子会社とすることを目的として、後記「（7）基金の募集について」に記載のとおり、一般社団法人法第132条第1項第2号の定めに従って対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を拠出財産（注2）とした現物拠出の方法による基金の募集を実施することを決定いたしました。

基金の募集にあたって、対象者普通株式を現物拠出していただき、その対価として当法人に対する基金返還請求権を有していただくこととなりますが、この基金への対象者普通株式の現物拠出の手続きが、法第27条の2第6項に定める公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう）の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。）の対象となるため、基金の募集手続きと同時に、本公開買付けの手続きが必要となります。

また、後記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、当法人は、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

対象者によれば、平成24年10月13日開催の対象者の取締役会において、

（ア）本公開買付けが、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行に伴い実施されるものであり、厳しいゴルフ場の経営環境を鑑み、完全間接株主会員制によりゴルフ場経営をより合理化することが、株主（会員）の皆様（注3）によりよいゴルフライフを提供し続けていくうえで不可欠かつ最善の選択であると判断できること

（イ）本公開買付けに応募することで、株主は従前どおり優先的施設利用権が保持されること

（ウ）公開買付価格が、前川拓郎弁護士の意見書等を踏まえ、株式価値を適正に評価したものであり妥当であると判断できること

(工)平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されていることを鑑み、本公開買付けへの賛同の意を表明し、本公開買付けへの応募を推奨しております。なお、上記取締役会においては、当法人の理事を兼務している対象者の代表取締役中井富男及び当法人の理事を兼務している対象者の取締役金藤靖、当内明、福井良和並びに当法人の理事長を兼務している対象者の取締役森俊彦については、利益相反取引の疑義が生ずる可能性を排除するために万全を期して、決議の公正性を確保する観点から上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加していないということであり、

なお、当法人は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株式の全部の買付けを行います。

(注1)ゴルフ場における株主会員制には、会員が直接ゴルフ場経営会社の株式を保有して、株主として株式会社の経営に関与する「直接株主会員制」と、会員が株式会社の株主である一般社団法人の社員等となつて一般社団法人等が所有する株主権を間接的に行使する「間接株主会員制」があります。また、「株主会員制」のなかでも、会員がゴルフ場経営会社である株式会社の株式を100%所有している場合を「完全直接株主会員制」といい、会員が株式会社の完全親会社である一般社団法人の社員等となつて一般社団法人等の意思決定機関を100%支配している場合を「完全間接株主会員制」といいます。

(注2)金融商品取引法上の手続きに関しては、株券、新株予約権付社債権その他の有価証券(「株券等」という。)が対象となるため、株券等の公開買付けに該当する基金の現物拋出の対象となる拋出財産を、対象者普通株式と記載しております。なお、対象者普通株式は、租税特別措置法第37条の10に定める株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式等から除かれる租税特別措置法施行令第25条の8第2項に定めるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類する株式(ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式)に該当するため、基金の募集に関する事項の記載にあたっては、現物拋出の対象となる財産が租税特別措置法に定める株式制の会員権であることを明らかにするため、対象者普通株式(会員権)と記載している場合があります。

(注3)対象者は、直接株主会員制のゴルフクラブですが、会員間の親睦を図ることを目的として、別に任意団体のクラブ組織が存在しており、対象者の株主は、同時にクラブ組織の会員でもあるため、株主という表現だけでなく、株主(会員)もしくは会員と表現することがあります。

(2)本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

対象者は、昭和50年にゴルフ場(ディアパークゴルフクラブ)をオープンし、預託金会員制のゴルフ場として運営していましたが、平成13年9月に奈良地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、その後、会員主導のもとで作成された再生計画案が平成15年2月に認可され、平成15年11月に再生計画に基づき、会員契約の継続を希望する会員が一部免除後の預託金返還請求権を現物出資して、完全直接株主会員制のゴルフ場として生まれ変わりました。民事再生手続は、平成18年9月に終結しています。

その後、毎期経常利益を計上し続けるなど安定的な経営を続けてきましたが、現在、全国のゴルフ場では、日本の構造的な問題である少子高齢化やレジャーの多様化等による若者のゴルフ離れ、接待などを目的とした社用ゴルフの減少等により入場者数の減少が続いており、入場者数を獲得するために、各ゴルフ場がプレー単価等を引き下げるなど過当競争が続いております。そのため、市場が縮小するなかで、プレー単価までが低下するという悪循環に陥っており、大変厳しい経営環境が継続しております。

このような経営環境の中で、対象者は、ディアパークゴルフクラブを愛する会員の皆様に支えられ、会員が直接運営するゴルフ場として、低価格路線にシフトすることなく、会員対象の誕生日優待や感謝デーの実施、来場いただいた会員へのフォローを徹底する等で入場者の確保に努めてきました。また、外注費の削減や従業員への教育研修による多能化で効率的な人員配置を実施する等、経費削減にも積極的に取り組み、その結果、市場が縮小する中でも、毎期黒字を確保しております。しかし、今後ゴルフ場の経営環境は一層厳しくなることが予想され、さらに、経費削減努力も限界に近づきつつあることから、対象者は、会員の皆様からより愛されるゴルフ場を目指すとともに、運営を合理化することが必要であると考え、その方策について検討してきました。

対象者は、直接株主会員制のゴルフクラブですが、会員間の親睦を図ることを目的として、別に任意団体のクラブ組織が存在しており、対象者の株主はクラブ組織の会員としての地位も有しております。また、対象者には、会社法に基づく株主総会や取締役会等の機関が設けられている一方で、クラブ組織には、会則に基づく会員総会や理事会（注1）等が設けられており、法律の縛りを受けないクラブ組織の理事会で取締役会と同様の議案について議論が行われたり、会員総会で株主総会と同様の議案について議論が行われたりしている状況にあります。

対象者及びクラブ組織は、平成20年12月の一般社団法人法の施行により、一般社団法人の設立が容易になったことから、組織等の合理化により厳しい経営環境に対応していくため、平成23年6月25日に開催された対象者の定時株主総会及びクラブ組織の定時会員総会で一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行の本格的検討の開始について決議されました。また、直接株主会員制のゴルフクラブから一般社団法人を活用した間接株主会員制のゴルフクラブへの転換について慎重に議論を重ねる目的で、クラブ組織の理事7人と外部の溝端浩人公認会計士等を構成員とした一般社団法人への移行プロジェクトチーム（以下「移行PT」といいます。）が平成23年7月に結成されました。なお、移行PTでの検討内容等については、適宜、対象者及びクラブ組織を通じて株主（会員）に情報提供され、株主（会員）の疑問点の解消等に努められてきました。

そして、平成24年6月23日に開催された対象者のクラブ組織の定時会員総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案が、出席した会員の議決権の94.9%の議決権を有する会員の賛成で決議され、当該決議に基づき現在のクラブ組織の理事が中心となって平成24年7月31日に一般社団法人である当法人が設立されました。

なお、ディアパークゴルフクラブは、株主（会員）が中心となって運営されていることから、上記定時会員総会の議案については、平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会にも上程され、その結果、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されています。

当法人は、基金の募集にあたって対象者普通株式を株主から現物拠出していただくことで対象者を完全子会社化し、完全間接株主会員制に移行していくことを予定していますが、一般社団法人の社員には、その定款等において、現在の株主の権利に配慮した定め（注2）をおく予定であるため、既存の権利を大きく損なうことなく株主（会員）の地位や組織の機関における意思決定手続の煩雑さを解消し、更に有価証券報告書等の作成・開示等に伴う事務負担や経費を削減することが可能となります（注3）。

このような経緯で、一般社団法人を活用した間接株主会員制により直接株主会員制と同様のレベルでゴルフ場運営の透明性（注４）を維持しながら、経営資源をゴルフ場の運営に集中し、ゴルフ場経営をより合理化することを目的として平成24年10月13日開催の理事会において公開買付けの実施を決定するに至りました。

（注１）クラブ組織は会則に基づき会員総会及び理事会等により運営されています。会員総会は、会員により構成され、一会員権につき一議決権が与えられ、理事の選任等を行います。また、理事会は、理事により構成され、入会の承認や年会費の額の決定等を行います。

（注２）当法人の社員総会では、対象者の計算書類等の承認、対象者の取締役や監査役候補者の推薦を行い（定款第18条）、当該決議に基づき当法人は、対象者の株主総会で議決権を行使します。

また、当法人の理事会は、当法人の定款第25条第２項第６号の定めに従って、社員からの提案による会社に対する株主権の行使についての意思決定を行い、対象者に対する株主権の行使を行います。なお、理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合については、理事会の責任のもとに全て行使することを、当法人の社則において定める予定（平成25年１月下旬を予定）です。

つまり、当法人は、社員総会や理事会における社員からの意見を受けて、対象者に対して議決権や株主権を行使し、社員の意向を反映したゴルフ場の運営を行うことができます。具体的には、公開買付けの応募により対象者の株主が当法人の社員となった後も、対象者に対する会計帳簿の閲覧請求権（会社法第433条）、役員解任の訴え（会社法第854条）、株主総会の提案権（会社法第303条他）等の少数株主権は、当法人の理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合は、当法人が対象者に対して権利を行使する予定です。

なお、当法人の社員は、直接、対象者に対する剰余金の配当を受ける権利（会社法第105条第１項第１号）及び残余財産の分配を受ける権利（会社法第105条第１項第２号）は有していませんが、対象者は、従来から内部留保によりゴルフ場施設の維持改善に努め、ゴルフ場として高いクオリティを提供することを経営課題としており、剰余金の配当は行わない方針であります。

（注３）当法人は、本公開買付けの成立後に、平成25年３月末を目処として、後記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の完全子会社化を行うことで、平成25年３月末の株主数を25名未満とし、平成25年３月期以降の有価証券報告書について提出を要しない旨の承認（令第４条）を申請する予定です。

対象者は、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続き完了後も自己株式の消却は行わない予定です。

（注４）当法人は、一般社団法人法に関する法令や定款等の内部規定に従って組織運営を行います。当法人の理事等については、一般社団法人法に基づく善管注意義務や忠実義務が課されるため、法律的根拠のないクラブ組織と比較して経営責任の所在がより明確になります。

また、上記（注２）に記載のとおり、間接株主会員制となっても、当法人の定款第18条第１項第６号の定めに従って、対象者の計算書類等は、社員に対して開示され、社員総会でその承認を行いますので、対象者の財政状態や経営成績等について十分な情報提供が行われます。さらに、社員は間接的に対象者に対する少数株主権の行使も当法人の定款第25条第２項第６号の定め及び社則により可能となる予定です。

したがって、一般社団法人を活用する間接株主会員制は、一般社団法人法の規定に従った運営がなされるとともに、定款等の定めによって、ゴルフ場運営の透明性を維持し、健全な運営に資するものと言えます。

(3) 一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行の方法と公開買付け

対象者及び当法人は、現行の直接株主会員制のゴルフクラブから一般社団法人を活用した間接株主会員制のゴルフクラブへの転換を図ります。一般社団法人を活用した間接株主会員制のゴルフクラブでは、一般社団法人である当法人に対象者の株式を保有させ、株主（会員）は当法人の社員となり、当法人を介して間接的に株主権を行使して対象者の経営管理を行います。つまり、当法人は、当法人の定款第21条に定める各社員の議決権の行使に基づき、社員総会における当法人の定款第18条に定める対象者の計算書類等の承認及び対象者の取締役や監査役候補者の推薦決議をもって、社員の皆様の意見を集約したうえで、ゴルフ場の管理・運営会社である対象者の株主総会において議決権を行使することにより、社員の総意をゴルフ場の経営に反映していくこととなります。現行のクラブ組織の会員総会や理事会等の機能については、当法人の社員総会や理事会等に移行することになり、一般社団法人法に基づいて、機関の運営が行われることとなります。

一般社団法人を活用した完全間接株主会員制のゴルフクラブへの転換にあたっては、一般社団法人である当法人は、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当法人の完全子会社とする必要があります。当法人は、一般社団法人法に基づく基金制度（注1）を採用し、対象者の株主から基金（注1）に対する株式の現物拠出を受ける方法により、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得するために、本公開買付けを実施します。

本公開買付けを通じて対象者普通株式を当法人の基金に現物拠出していただくことで、対象者の株主であった会員は、当法人の社員となって、当法人に対する基金返還請求権を有することになります。本公開買付けは、基金への現物拠出手続きの一部として行われますので、対価として金銭は交付いたしません。したがって、本公開買付けの対価は、当法人に対する基金返還請求権のみとなります。

当法人の社員の入社承認（注2）を受けるためには、当法人に対する基金返還請求権を有することが必要であり、よって、当法人に対する基金返還請求権を有する者が当法人の社員となります。

また、当法人の社員には、当法人の定款第5条第3項及び対象者の定款（注3）により対象者が所有かつ経営するゴルフ場施設を優先的に使用することができる権利（優先的施設利用権）が与えられ、また、基金返還請求権に譲渡性を認めることにより、基金返還請求権（社員証書）を譲り受けた者は、当法人の社員としての入社承認を受けることにより優先的施設利用権が与えられることとなります。

つまり、株主は、本公開買付けに応募することにより、最終的には当法人の社員としての地位を有することになります。そして、当法人の社員は、当法人に対する基金返還請求権を有するとともに、当法人の定款第14条に基づき会費等を納入する義務を有し、その義務を果たすことによりゴルフ場の優先的施設利用権が与えられることとなります。

なお、本公開買付けによって対象者普通株式の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後に公開買付者は、後記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の一連の手続きの実行を対象者に要請し、対象者の株式を取得することを予定しております。

また、対象者は、対象者の定款第7条について、「当会社（対象者を指す。以下同じ。）の株主は、当社会則の定めるところに従い、当会社のゴルフ場施設を使用することができる」との定めを、「当会社は、一般社団法人ディアパークゴルフクラブの定款に定める者に、当会社のゴルフ場施設を使用させることができる」との定めに変更したうえで、新たに定款の附則で「当会社は、定款第7条に定める者の他、平成25年3月31日まで、当会社の株主に対しても当会社のゴルフ場施設を使用させることができる。」との定めを置くことを予定（平成25年1月下旬の予定）しています。

したがって、本公開買付けにご応募いただけなかった株主(会員)については、平成25年4月1日以降には優先的施設利用権は認められなくなる予定です。

本公開買付けは、対象者の株主総会において出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成を受けて設立された公開買付者が、クラブ組織の機能を当法人に移管し、対象者の株式を取得することにより間接株主会員制のゴルフクラブを実現するために行うもので、対象者は、公開買付価格についても前川拓郎弁護士の意見書等を踏まえ、株式価値を適正に評価したものであり、妥当であると判断しています。また、株主(会員)は、本公開買付けに応募することで、従前どおり優先的利用権が保持され、さらに、厳しいゴルフ場の経営環境のなかで、株主(会員)の皆様によりよいゴルフライフを提供し続けるためには、間接株主会員制を実現し、ゴルフ場経営をより合理化することが不可欠であることから、対象者は、本公開買付けへの賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨しております。

(注1) 一般社団法人は、定款で定めるところにより、その資金調達及び財産的基礎の維持を図るための制度として、基金制度を採用することができます(一般社団法人法第5節)。

基金とは、一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、一般社団法人が拠出者に対して返還義務を負うものです。拠出者にとっては、基金に財産を拠出することで一般社団法人に対する返還請求権を有することとなり、これを基金返還請求権といいます。基金には配当や利息を付すことはできず、拠出者への返還額(解散時は他の一般債権に劣後します。)は拠出した当時の額が限度となります。

具体的には、基金の拠出者に関する権利について、当法人の定款で以下のように規定しています。

(基金の募集等)

第6条 基金の募集及び割当、払込み等、手続に関しては理事会の議決を要するものとし、別途「基金取扱規程」に定めるところによる。

(基金の返還)

第7条 基金は、本法人が解散するときまで返還しないものとする。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の返還手続については、社員総会の決議による。

(基金返還請求権の譲渡に関する事項)

第9条 社員は、理事会が入社を承認した者に対してのみ基金返還請求権を譲渡することができる。

(死亡退社に伴う基金返還請求権の取扱)

第10条 個人社員が死亡したときは、相続人は理事会に対し、相続発生の実態、基金返還請求権の承継者1名を届け出るものとする。

2 前項に基づき届出のなされた承継者は、第11条に定める入社審査の手続を経て社員となることができる。

3 第1項に基づき届出のなされた承継者が、前項に基づき社員にならないときは、前条の定めに従って、承継した基金返還請求権を譲渡することができる。

基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないということや、貸借対照表上の純資産が、基金の総額等を超える場合における当該超過額を限度とする等といった法律上の制約がある(一般社団法人法第141条)とともに、当法人の定款第7条に一般社団法人が解散するまで返還を行わない旨の定めをおり、バブル崩壊後の預託金返還請求の殺到によるゴルフ場の経営破綻と同様の事態が生じることはありません。

当法人は、当法人の定款第5条において、社員は、理事会の定める入社資格を有し、理事会による入社承認を得て登録手続を経た者とするとして定めており、理事会の定め（社則）において、社員の資格を、一定額以上の基金返還請求権を有する者と定める予定（平成25年1月下旬を予定）です。

よって、今回の公開買付けの手続きを経て、株主（会員）の皆様には、株式と会員権を基金に現物抛出していただき、その後の理事会の入社承認を経て、当法人の社員の資格を有していただくこととなります。

当法人は、社員の種類を、正社員（基金返還請求権を337,600円（株式数211株に相当）以上有する者）、平日社員（基金返還請求権を164,800円（株式数103株に相当）以上有する者）、ウィークデー社員（基金返還請求権を128,000円（株式数80株に相当）以上有する者）に区分のうえ、対象者の現在の会員の区分を前提にして、それぞれの区分に対応した社員資格を付与する予定です。

（注2）当法人の社員の入社承認は、理事会において行います（定款第25条）。本公開買付けの応募者に対する入社承認は、公開買付期間終了後、平成25年1月下旬を目処に開催される理事会において行い、対象者のクラブ組織の会員については、全ての応募者の入社を承認する予定です。

（注3）当法人の定款第5条第3項で「本法人の社員は、直接もしくは本法人を通じて、会社に生じる費用の一部を会費等として負担することにより、会社が所有、かつ、経営するゴルフ場施設を優先的に使用することができる。」と定めるとともに、当法人の定款第42条で「第5条第3項の定めは、会社の定款において、本法人の定款に定める者に会社のゴルフ場施設の利用権を与える旨の規定の効力が生じた時に効力を生じる。」と定めています。後記「（6）優先的施設利用権の取扱いについて」に記載のとおり、平成25年1月下旬を目処に開催する予定の対象者の臨時株主総会において、対象者の定款の改正が行われる予定です。

「会社」とは、対象者のことをいいます。

（4）間接株主会員制のメリットと公開買付け

今回、公開買付けにより、一般社団法人を活用した間接株主会員制に移行することで、具体的に次のようなメリットが生じます。

当法人の定款第21条に定める各社員の議決権の行使に基づき、社員総会における当法人の定款第18条に定める対象者の計算書類等の承認及び対象者の取締役及び監査役候補者の推薦決議をもって、当法人は、ゴルフ場の管理・運営会社である対象者に対する株主権を行使することで、社員の意向を反映したゴルフ場の運営を行うことができます。（注1）

一般社団法人における意思決定手続きや業務執行手続きについては、一般社団法人法の規定に従うこととなりますので、従来の任意団体と比較して、議決権の行使等について、公平で透明性のあるゴルフクラブの運営を行うことができます。（注1）

理事等の不正行為により当法人が損害を被った場合、一般社団法人法第111条に基づき損害賠償請求を行うことができます。

一般社団法人化により、有価証券報告書の作成等の作業負担やEDINETの開示費用、公認会計士による会計監査費用等の費用が生じなくなります。（注2）

直接株主会員制が継続した場合、新株発行等により新たに株主（会員）を募集するためには、有価証券届出書の提出等が義務付けられているため、作業や費用負担が生じますが、一般社団法人化した場合には、これらの提出が必要なくなります。よって、一般社団法人化した後は、理事会の決議により柔軟に基金の拠出者（社員）を募集することが可能となり、ひいては経営の安定化につながります。

上記のように本公開買付けは、「社員の、社員による、社員のためのゴルフライフの追求」という基本理念を達成し、より社員の皆様から愛されるゴルフクラブになるとともに、合理化による経費削減や資金調達手段の多様化等による経営の安定化のために行われるものであります。

(注1) 上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」の(注2)及び(注4)に記載のとおりです。

(注2) 上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯」の(注3)に記載のとおりです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

当法人は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社化する予定であり、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後に、当法人は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当該普通株式の全て(ただし、対象者が有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することに係る付議議案を含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、上記が本臨時株主総会にて承認され、上記に係る定款変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記に係る本臨時株主総会の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記に係る定款変更を行うことに係る付議議案を含む本種類株主総会を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が上程された場合には、これら各議案に賛成する予定です(なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。)

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成25年2月、上記の効力発生に伴う対象者の完全子会社化につきましては、平成25年3月末を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者との協議の上、決定次第、対象者が速やかに株主に対して通知する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付されたうえで、全て(ただし、対象者が有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格(1,600円)に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、公開買付者以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買付価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、対象者の株式については、クラブ組織の会則において、会員資格（会員権）と一体となる旨の定めがおかれています（注1）が、対象者は、平成25年1月下旬を目処に開催する予定の臨時株主総会で、対象者の定款第7条について、「当会社（対象者を指す。以下同じ。）の株主は、当会則の定めるところに従い、当会社のゴルフ場施設を使用することができる」との定めを、「当会社は、一般社団法人ディアパークゴルフクラブの定款に定める者に、当会社のゴルフ場施設を使用させることができる」との定めに変更したうえで、新たに対象者の定款の附則で「当会社は、定款第7条に定める者の他、平成25年3月31日まで、当会社の株主に対しても当会社のゴルフ場施設を使用させることができる。」との定めを置くことを予定（平成25年1月下旬の予定）していますので、平成25年4月1日以降は、当社の株主に対する優先的施設利用権は認められなくなる予定です。

また、上記方法については、本公開買付け後の当法人の株券等所有割合、当法人以外の対象者の株主の対象者普通株式の所有状況によっては、上記手続と同等の効果を有する他の方法を実施する可能性、実施に時間を要する可能性があります。その場合でも、当法人は、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主に対して、最終的に金銭等を交付する方法により、当法人が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該対象者株式の株主に交付する金銭等の額についても、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格(1,600円)に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者株式の株主に対して通知いたします。

（注1）クラブ組織の会則第12条において、

1. 会員は、本クラブにおける会員の地位（会員資格）と、会社における株主の地位とが一体となるものであることを承認する。
2. 会員は、会員権を譲渡するときは、当該会員権に割当てられた株式の全部とともに譲渡しなければならない。
3. 会員は、保有する会員資格と分離して保有する会社株式（全部及び一部）を譲渡することはできない。
4. 会員は、会社株式の譲渡は、取締役会の承認を要するものであり、取締役会の承認を得ない会社株式の譲渡は、会社に対して効力を生じないことを承認する。

と定められている。

（6）優先的施設利用権の取扱いについて

当法人の社員の入社承認を理事会において受けるには、当法人の基金に現金や株式等の現物（今回、現金による基金の募集は行いません。）を拠出していただき、基金返還請求権を有していただくことが必要です。

すなわち、当法人に対する基金返還請求権を有する者が、当法人の社員となります（注1）。当法人の社員は、当法人の定款第14条に基づき会費等を納入する義務が課されますが、平成25年1月下旬を目処に開催する予定の対象者の臨時株主総会において対象者の定款が改正されて、当法人の定款に定める者に対象者のゴルフ場施設の利用権を与える旨の規定の効力が生じた時（平成25年1月下旬の予定）に当法人の社員にゴルフ場の優先的施設利用権が与えられます。

なお、対象者は、対象者の定款第7条について、「当会社の株主は、当社会則の定めるところに従い、当会社のゴルフ場施設を使用することができる」との定めを、「当会社は、一般社団法人ディアパークゴルフクラブの定款に定める者に、当会社のゴルフ場施設を使用させることができる」との定めに変更したうえで、新たに対象者の定款の附則で「当会社は、定款第7条に定める者の他、平成25年3月31日まで、当会社の株主に対しても当会社のゴルフ場施設を使用させることができる。」との定めを置くことを予定（平成25年1月下旬の予定）していますので、平成25年4月1日以降は、当社の株主に対する優先的施設利用権は認められなくなる予定です。

つまり、当法人の社員として対象者のゴルフ場を優先的に利用していただくためには、本公開買付けへの応募が必要になります。

（注1）本公開買付けの応募者に対する入社承認は、公開買付終了後、平成25年1月下旬を目処に開催される理事会において行い、対象者のクラブ組織の会員については、全ての応募者の入社を承認する予定です。

（注2）定款文中の当会社、当社とは、対象者を指します。

（7）基金の募集について

当法人は、平成24年10月13日開催の理事会において、以下の内容により基金の募集を行うことを決議しています。
なお、当法人は、対象者のクラブ組織の会員については、応募者全員に対して、基金の割当を行う予定です。

基金募集の目的

一般社団法人を活用した間接株主会員制の実現のため、クラブ組織を一般社団法人化し、株主（会員）の皆様が本法人の社員になっていただくための手続きの一環として基金の募集を行います。

募集に係る財産の内容

株式会社ディアパークゴルフクラブ普通株式（会員権）

募集に係る財産の価額

1株当たり1,600円

募集期間（基金拠出の履行期間）

平成24年10月15日～平成25年1月15日

なお、本公開買付けが延長された場合は、基金の募集期間についても延長する。

基金の総額

457,484,800円

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	平成24年10月15日（月曜日）から平成25年1月15日（火曜日）まで（60営業日）
公告日	平成24年10月15日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を産経新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき当法人の基金返還請求権1,600円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当法人は、本公開買付手続きが、一般社団法人法に定める基金募集手続きの一環として行われることから、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）は、当法人の財産的基礎を害さないために、対象者の株式価値相当額で決定する必要があるという観点から、下記（1）に記載の当法人が算定した公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）に対して、（2）に記載の公認会計士による価格の妥当性の検討を経たうえで、最終的に公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）を1,600円と決定しています。</p> <p>（1）当法人が算定した公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格） 当法人は、対象者の株式の売買が会員権としてゴルフ会員権業者を通じて行われていることや、対象者において過去に実施された自己株式の取得や処分の価格が当時の会員権価格を基礎として決定されていることに鑑みて、会員権の取引相場に基づいて公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）を算定しています。</p> <p>当法人は、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）の算定にあたり、以下のとおり対象者の株式（会員権）として公開されている9月分までの流通価格の推移（住地ゴルフ、トラストゴルフ、イーグル）、8月分までの精通者意見価格（国税庁公表）及び8月分までの新規会員の購入価格情報（対象者から入手）を検討しています。</p> <p>国税庁では、管内にあるゴルフ場の会員権価格を調査した資料を「ゴルフ会員権の精通者意見価格等一覧」として公表しており、税務署へ問い合わせることにより確認することができます。</p> <p>（ア）住地ゴルフ 平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：26.7万円、過去6ヶ月分の平均：30万円 これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円</p> <p>（イ）トラストゴルフ 平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：25万円、過去6ヶ月分の平均：26.7万円 これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,264円</p> <p>（ウ）イーグル 平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：28.3万円、過去6ヶ月分の平均：30万円 これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円</p> <p>（エ）精通者意見価格（国税庁公表） 平成24年8月分：38万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均：38.7万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均：41万円 これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,801円～1,943円</p>

(オ) 新規会員の購入価格(平成24年9月は該当者なし)

平成24年8月分の平均: 35万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均: 34.2万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均: 31.3万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,481円~1,659円

以上を総合的に勘案して、当法人は、買付価格を1,600円と算定したうえで、下記(2)に記載のとおり、公認会計士に価格の妥当性の検討を依頼いたしました。

(2) 公認会計士による価格の妥当性の検討

当法人は、一般社団法人法第137条が基金の募集にあたり金銭以外の財産の抛出を目的とするときに、当該財産の価額について、検査役の調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求していることから、一般社団法人法第137条第9項第3号の規定に基づいて、検査役調査に代わる「専門家による財産価格の証明制度」を利用することとし、当法人及び対象者から独立した第三者である公認会計士岩佐伸彦に当法人が算定した価格の相当性の検討を依頼し、「証明書」及び「調査報告書」(以下、「会計士証明書」といいます。)を取得しました。

会計士証明書によると、株式価値の評価にあたり、一般社団法人法が上記調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求している趣旨が、基金募集の対象となる財産を過大に評価した結果、基金返還請求権が過大に評価され、法人の財産的基礎が危うくなり、他の法人債権者を害する危険性があるからであるということに即して、法人の財産的基礎を危うくする恐れがないかどうかの観点を中心に検討を加え、平成24年9月末を基準日として、大手ゴルフ会員権取引業者(ゴルフホットライン、住地ゴルフ、メンバーズゴルフサービス、国際ゴルフサービス、関西ネットゴルフ、イーグル)のゴルフ会員権の取引相場及びディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)に基づいて株価を検討したところ、対象者の1株当たりの株式価値は、1,600円で相当と判断したということです。

なお、会計士証明書によると、株価の評価方法には様々な方法が存在するが、株主会員制のゴルフ会員権の相場は、需給関係に基づくマーケットメカニズムの中で決まるものであり、ゴルフ場のコースレイアウト、設備、メンテナンス状況やメンバー数、経営母体、経営姿勢、アクセス等の様々な要素の反映であると言えることから、取引相場を参考にして評価を行うことは、妥当であると判断したとのことです。さらに、取引相場のある株主会員制のゴルフ会員権の評価について、取引相場を基準に評価する方法が、相続税の財産評価における評価方法として採用されていることから、客観性は高いと評価できるものと判断したとのことです。そのうえで、上記大手ゴルフ会員権取引業者の平成24年9月末の市場における売り希望価格は、35万円から40万円の間であり、売り希望価格と売買成立価格との乖離等を考慮して10%程度の評価減が必要であると判断し、売り希望価格の平均値の90%(337,600円)を基礎としたうえで、正会員権の基準株式数211株で除して、1株当たり1,600円と算定したということであり、

	<p>一方、DCF法については、組織体としての企業の動態価値を表し、継続企業を評価する場合、理論的に最も優れた方法であり、その算定過程に将来収益の予測という不確実な要素が混入するために評価の客観性に欠けるという側面を持っているが、今回の調査においては、事業継続を前提とした企業の動態価値を重視し、算定を行ったとのこと。会計士証明書では、対象者の将来収益の予測に関する正確な情報を入手できないことから、不確実性を考慮して将来CFは、過去の実績（3年及び5年）を基準に同一金額で推移することを前提に将来発生が見込まれる法人税等の負担を考慮し、DCF法による対象者の1株当たりの株式価値を1,604円～1,639円と計算しております。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付けの実施を決定するに至った経緯）</p> <p>対象者は、昭和50年にゴルフ場（ディアーパークゴルフクラブ）をオープンし、預託金会員制のゴルフ場として運営していましたが、平成13年9月に奈良地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、その後、会員主導のもとで作成された再生計画案が平成15年2月に認可され、平成15年11月に再生計画に基づき、会員契約の継続を希望する会員が一部免除後の預託金返還請求権を現物出資して、完全直接株主会員制のゴルフ場として生まれ変わりました。民事再生手続は、平成18年9月に終結しています。</p> <p>その後、毎期経常利益を計上し続けるなど安定的な経営を続けてきましたが、現在、全国のゴルフ場では、日本の構造的な問題である少子高齢化やレジャーの多様化等による若者のゴルフ離れ、接待などを目的とした社用ゴルフの減少等により入場者数の減少が続いており、入場者数を獲得するために、各ゴルフ場がプレー単価等を引き下げるなど過当競争が続いております。そのため、市場が縮小するなかで、プレー単価までが低下するという悪循環に陥っており、大変厳しい経営環境が継続しております。</p> <p>このような経営環境の中で、対象者は、ディアーパークゴルフクラブを愛する会員の皆様に支えられ、会員が直接運営するゴルフ場として、低価格路線にシフトすることなく、会員対象の誕生日優待や感謝デーの実施、来場いただいた会員へのフォローを徹底する等で入場者の確保に努めてきました。また、外注費の削減や従業員への教育研修による多能化で効率的な人員配置を実施する等、経費削減にも積極的に取り組み、その結果、市場が縮小する中でも、毎期黒字を確保しております。しかし、今後ゴルフ場の経営環境は一層厳しくなることが予想され、さらに、経費削減努力も限界に近づきつつあることから、対象者は、会員の皆様からより愛されるゴルフ場を目指すとともに、運営を合理化することが必要であると考え、その方策について検討してきました。</p> <p>対象者は、直接株主会員制のゴルフクラブですが、会員間の親睦を図ることを目的として、別に任意団体のクラブ組織が存在しており、対象者の株主はクラブ組織の会員としての地位も有しております。また、対象者には、会社法に基づく株主総会や取締役会等の機関が設けられている一方で、クラブ組織には、会則に基づく会員総会や理事会（注1）等が設けられており、法律の縛りを受けないクラブ組織の理事会で取締役会と同様の議案について議論が行われたり、会員総会で株主総会と同様の議案について議論が行われたりしている状況にあります。</p>

対象者及びクラブ組織は、平成20年12月の一般社団法人法の施行により、一般社団法人の設立が容易になったことから、組織等の合理化により厳しい経営環境に対応していくため、平成23年6月25日に開催された対象者の定時株主総会及びクラブ組織の定時会員総会で一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行の本格的検討の開始について決議されました。また、直接株主会員制のゴルフクラブから一般社団法人を活用した間接株主会員制のゴルフクラブへの転換について慎重に議論を重ねる目的で、クラブ組織の理事7人と外部の溝端浩人公認会計士等を構成員とした一般社団法人への移行プロジェクトチーム（以下「移行PT」といいます。）が平成23年7月に結成されました。なお、移行PTでの検討内容等については、適宜、対象者及びクラブ組織を通じて株主（会員）に情報提供され、株主（会員）の疑問点の解消等に努められてきました。

そして、平成24年6月23日に開催された対象者のクラブ組織の定時会員総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案が、出席した会員の議決権の94.9%の議決権を有する会員の賛成で決議され、当該決議に基づき現在のクラブ組織の理事が中心となって平成24年7月31日に一般社団法人である当法人が設立されました。

なお、ディアパークゴルフクラブは、株主（会員）が中心となって運営されていることから、上記定時会員総会の議案については、平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会にも上程され、その結果、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されています。

当法人は、基金の募集にあたって対象者普通株式を株主から現物拠出していただくことで対象者を完全子会社化し、完全間接株主会員制に移行していくことを予定していますが、一般社団法人の社員には、その定款等において、現在の株主の権利に配慮した定め（注2）をおく予定であるため、既存の権利を大きく損なうことなく株主（会員）の地位や組織の機関における意思決定手続の煩雑さを解消し、更に有価証券報告書等の作成・開示等に伴う事務負担や経費を削減することが可能となります（注3）。

このような経緯で、一般社団法人を活用した間接株主会員制により直接株主会員制と同様のレベルでゴルフ場運営の透明性（注4）を維持しながら、経営資源をゴルフ場の運営に集中し、ゴルフ場経営をより合理化することを目的として平成24年10月13日開催の理事会において公開買付けの実施を決定するに至りました。

（注1）クラブ組織は会則に基づき会員総会及び理事会等により運営されています。会員総会は、会員により構成され、一会員権につき一議決権が与えられ、理事の選任等を行います。また、理事会は、理事により構成され、入会の承認や年会費の額の決定等を行います。

（注2）当法人の社員総会では、対象者の計算書類等の承認、対象者の取締役や監査役候補者の推薦を行い（定款第18条）、当該決議に基づき当法人は、対象者の株主総会で議決権を行使します。

また、当法人の理事会は、当法人の定款第25条第2項第6号の定めに従って、社員からの提案による会社に対する株主権の行使についての意思決定を行い、対象者に対する株主権の行使を行います。なお、理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合については、理事会の責任のもとに全て行使することを、当法人の社則において定める予定（平成25年1月下旬を予定）です。

つまり、当法人は、社員総会や理事会における社員からの意見を受けて、対象者に対して議決権や株主権を行使し、社員の意向を反映したゴルフ場の運営を行うことができます。具体的には、公開買付けの応募により対象者の株主が当法人の社員となった後も、対象者に対する会計帳簿の閲覧請求権（会社法第433条）、役員解任の訴え（会社法第854条）、株主総会の提案権（会社法第303条他）等の少数株主権は、当法人の理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合は、当法人が対象者に対して権利を行使する予定です。

なお、当法人の社員は、直接、対象者に対する剰余金の配当を受ける権利（会社法第105条第1項第1号）及び残余財産の分配を受ける権利（会社法第105条第1項第2号）は有していませんが、対象者は、従来から内部留保によりゴルフ場施設の維持改善に努め、ゴルフ場として高いクオリティを提供することを経営課題としており、剰余金の配当は行わない方針であります。

（注3）当法人は、本公開買付けの成立後に、平成25年3月末を目処として、上記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の完全子会社化を行うことで、平成25年3月末の株主数を25名未満とし、平成25年3月期以降の有価証券報告書について提出を要しない旨の承認（令第4条）を申請する予定です。

対象者は、上記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続き完了後も自己株式の消却は行わない予定です。

（注4）当法人は、一般社団法人法に関する法令や定款等の内部規定に従って組織運営を行います。当法人の理事等については、一般社団法人法に基づく善管注意義務や忠実義務が課されるため、法律的根拠のないクラブ組織と比較して経営責任の所在がより明確になります。

また、上記(注2)に記載のとおり、間接株主会員制となっても、当法人の定款第18条第1項第6号の定めに従って、対象者の計算書類等は、社員に対して開示され、社員総会でその承認を行いますので、対象者の財政状態や経営成績等について十分な情報提供が行われます。さらに、社員は間接的に対象者に対する少数株主権の行使も当法人の定款第25条第2項第6号の定め及び社則により可能となる予定です。

したがって、一般社団法人を活用する間接株主会員制は、一般社団法人法の規定に従った運営がなされるとともに、定款等の定めによって、ゴルフ場運営の透明性を維持し、健全な運営に資するものと言えます。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等)

(1) 株主の賛否

対象者によれば、対象者は、株主(会員)中心に運営されているゴルフクラブであることから、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行についての株主の賛否を諮るため、平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会に上程したとのことです。

その結果、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されたとのことです。

(2) 取締役全員の承認

対象者によれば、平成24年10月13日開催の対象者の取締役会において、

(ア) 本公開買付けが、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行に伴い実施されるものであり、厳しいゴルフ場の経営環境を鑑み、完全間接株主会員制によりゴルフ場経営をより合理化することが、株主(会員)の皆様(注3)によりよいゴルフライフを提供し続けていくうえで不可欠かつ最善の選択であると判断できること

(イ) 本公開買付けに応募することで、株主は従前どおり優先的施設利用権が保持されること

(ウ) 公開買付価格が、前川拓郎弁護士の意見書等を踏まえ、株式価値を適正に評価したものであり妥当であると判断できること

(エ) 平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されていること

を鑑み、本公開買付けへの賛同の意を表明し、本公開買付けへの応募を推奨しております。なお、上記取締役会においては、当法人の理事を兼務している対象者の代表取締役中井富男及び当法人の理事を兼務している対象者の取締役金藤靖、富内明、福井良和並びに当法人の理事長を兼務している対象者の取締役森俊彦については、利益相反取引の疑義が生ずる可能性を排除するために万全を期して、決議の公正性を確保する観点から上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加していないということであり、

(3) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定については、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、当法人及び対象者から独立した第三者である前川拓郎弁護士から必要な法的助言を受けているとのことです。

(4) 独立した第三者からの評価書の取得

当法人は、本公開買付手続きが、一般社団法人法に定める基金募集手続きの一環として行われることから、公開買付価格(基金の募集に係る財産の価格)は、当法人の財産的基礎を害さないために、対象者の株式価値相当額で決定する必要があるという観点から、下記(ア)に記載の当法人が算定した公開買付価格(基金の募集に係る財産の価格)に対して、(イ)に記載の公認会計士による価格の妥当性の検討を経たうえで、最終的に公開買付価格(基金の募集に係る財産の価格)を1,600円と決定しています。

(ア) 当法人が算定した公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）

当法人は、対象者の株式の売買が会員権としてゴルフ会員権業者を通じて行われていることや、対象者において過去に実施された自己株式の取得や処分の価格が当時の会員権価格を基礎として決定されていることに鑑みて、会員権の取引相場に基づいて公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）を算定しています。

当法人は、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）の算定にあたり、以下のとおり対象者の株式（会員権）として公開されている9月分までの流通価格の推移（住地ゴルフ、トラストゴルフ、イーグル）、8月分までの精通者意見価格（国税庁公表）及び8月分までの新規会員の購入価格情報（対象者から入手）を検討しています。

国税庁では、管内にあるゴルフ場の会員権価格を調査した資料を「ゴルフ会員権の精通者意見価格等一覧」として公表しており、税務署へ問い合わせることにより確認することができます。

(a) 住地ゴルフ

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：26.7万円、過去6ヶ月分の平均：30万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円

(b) トラストゴルフ

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：25万円、過去6ヶ月分の平均：26.7万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,264円

(c) イーグル

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：28.3万円、過去6ヶ月分の平均：30万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円

(d) 精通者意見価格（国税庁公表）

平成24年8月分：38万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均：38.7万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均：41万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,801円～1,943円

(e) 新規会員の購入価格（平成24年9月は該当者なし）

平成24年8月分の平均：35万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均：34.2万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均：31.3万円

これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,481円～1,659円

以上を総合的に勘案して、当法人は、買付価格を1,600円と算定したうえで、下記（イ）に記載のとおり、公認会計士に価格の妥当性の検討を依頼いたしました。

(イ) 公認会計士による価格の妥当性の検討

当法人は、一般社団法人法第137条が基金の募集にあたり金銭以外の財産の抛出を目的とするときに、当該財産の価額について、検査役の調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求していることから、一般社団法人法第137条第9項第3号の規定に基づいて、検査役調査に代わる「専門家による財産価格の証明制度」を利用することとし、当法人及び対象者から独立した第三者である公認会計士岩佐伸彦に当法人が算定した価格の相当性の検討を依頼し、「証明書」及び「調査報告書」（以下、「会計士証明書」といいます。）を取得しました。

会計士証明書によると、株式価値の評価にあたり、一般社団法人法が上記調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求している趣旨が、基金募集の対象となる財産を過大に評価した結果、基金返還請求権が過大に評価され、法人の財産的基礎が危うくなり、他の法人債権者を害する危険性があるからであるということに即して、法人の財産的基礎を危うくする恐れがないかどうかの観点を中心に検討を加え、平成24年9月末を基準日として、大手ゴルフ会員権取引業者（ゴルフホットライン、住地ゴルフ、メンバーズゴルフサービス、国際ゴルフサービス、関西ネットゴルフ、イーグル）のゴルフ会員権の取引相場及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）に基づいて株価を検討したところ、対象者の1株当たりの株式価値は、1,600円で相当と判断したということです。

なお、会計士証明書によると、株価の評価方法には様々な方法が存在するが、株主会員制のゴルフ会員権の相場は、需給関係に基づくマーケットメカニズムの中で決まるものであり、ゴルフ場のコースレイアウト、設備、メンテナンス状況やメンバー数、経営母体、経営姿勢、アクセス等の様々な要素の反映であると言えることから、取引相場を参考にして評価を行うことは、妥当であると判断したとのことです。さらに、取引相場のある株主会員制のゴルフ会員権の評価について、取引相場を基準に評価する方法が、相続税の財産評価における評価方法として採用されていることから、客観性は高いと評価できるものと判断したとのことです。そのうえで、上記大手ゴルフ会員権取引業者の平成24年9月末の市場における売り希望価格は、35万円から40万円の間であり、売り希望価格と売買成立価格との乖離等を考慮して10%程度の評価減が必要であると判断し、売り希望価格の平均値の90%（337,600円）を基礎としたうえで、正会員権の基準株式数211株で除して、1株当たり1,600円と算定したということです。

一方、DCF法については、組織体としての企業の動態価値を表し、継続企業を評価する場合、理論的に最も優れた方法であり、その算定過程に将来収益の予測という不確実な要素が混入するために評価の客観性に欠けるという側面を持っているが、今回の調査においては、事業継続を前提とした企業の動態価値を重視し、算定を行ったとのことです。会計士証明書では、対象者の将来収益の予測に関する正確な情報を入手できないことから、不確実性を考慮して将来CFは、過去の実績（3年及び5年）を基準に同一金額で推移することを前提に将来発生が見込まれる法人税等の負担を考慮し、DCF法による対象者の1株当たりの株式価値を1,604円～1,639円と計算しております。

(ウ) 弁護士による価格の妥当性の検討

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として対象者及び当法人から独立し、かつ、株価評価に精通している前川拓郎弁護士の意見書を受領したとのことです。

	<p>意見書において、前川拓郎弁護士は、本公開買付けが、一般社団法人法に定める基金募集手続きの一環として行われるものであり、法律上、公開買付者の財産的基礎を確保するため、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）は、対象者の株式価値相当額で決定する必要があるという観点から、公開買付者の評価額と会計士証明書の金額の妥当性を検討した結果、当法人の呈示する一株当たり1,600円の価格は、流通価格の推移（住地ゴルフ、トラストゴルフ、イーグル）、精通者意見価格（国税庁公表）及び新規入会の購入価格情報（対象者から入手）を参考に算定した価格と概ね一致した価格であり、さらに、会計士証明書に記載の算定方法及び算定結果は、対象者の株式価値を適正に評価したもので、妥当であると認められることから、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）として適正であると判断したとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
285,928(株)	-(株)	-(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	285,928
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月15日現在)(個)(g)	5,060
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	285,928
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(285,928株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月15日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

ただし、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としていることから、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月15日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年6月25日に提出した第46期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(297,141株)から、上記有価証券報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数(11,213株)を控除した株式数(285,928株)に係る議決権の数285,928個を分母として計算しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

エンゼル証券株式会社 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号1000

本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書 兼 基金引受申込書」に所要事項を記載・押印のうえ、株券を添えて郵便局取扱いのレターパックまたは公開買付代理人の本店において、公開買付期間の末日の17時までに応募して下さい（注1）。

他人名義の株券は、本公開買付けの対象としておりません。他人名義の株券を保有されている方が本公開買付けに応募される場合には、対象者にて譲渡承認手続きを行い、本人名義の株券を添えて、郵便局取扱いのレターパックにより公開買付期間の末日の17時までに到着するよう応募して下さい。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。応募の受付に際し、応募株主等に対して、「公開買付応募申込書 兼 基金引受申込書」の写しを交付します。

（注1）レターパックによる応募の場合は公開買付期間の末日の17時までに到着することを条件とします。

（注2）本公開買付けについての税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主の皆様において自らの責任にてご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の17時までに、下記に指定する者に「公開買付応募申込書 兼 基金引受申込書」の写し及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。

ただし、契約の解除は、解除書面が公開買付期間の末日の17時までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

エンゼル証券株式会社 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号1000

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに応募株券等を後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エンゼル証券株式会社 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号1000

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	
金銭以外の対価の種類	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 基金返還請求権
金銭以外の対価の総額	457,484,800円
買付手数料(b)	1,000,000円
その他(c)	3,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	461,484,800円

(注1) 「金銭以外の対価の総額」欄は、本公開買付けの買付予定数(285,928株)に対して交付される1株当たりの基金返還請求権の金額(1,600円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。なお、上記諸費用のうち1,800千円は支払済みであります。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますがその額は未定です。

(注5) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預金	2,200
計(a)	2,200

(注) 残高証明書記載の3,928千円のうち、2,200千円を買付手数料等の支払資金とします。なお、買付手数料等のうち1,800千円は支払済みであります。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
個人	阪口 徳雄 奈良市須山町95番地 (公開買付者所在地)	金銭消費貸借契約、金額：300万円 期間：平成24年10月9日から 平成25年9月30日まで 金利：0.5%、担保なし	3,000
個人	篠原 祥哲 奈良市須山町95番地 (公開買付者所在地)	金銭消費貸借契約、金額：300万円 期間：平成24年10月9日から 平成25年9月30日まで 金利：0.5%、担保なし	3,000
計			6,000

(注1) 上記借入金6,000千円は、[届出日前々日又は前日現在の預金]に記載の預金2,200千円に含まれております。なお、上記借入金のうち4,000千円を買付手数料等の支払資金としますが、買付手数料等のうち1,800千円は支払済みであります。

(注2) 阪口徳雄及び篠原祥哲は、当法人の理事であります。

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,200千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

買付け等の対価は、公開買付者の基金返還請求権であります。

なお、基金返還請求権については、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行の方法と公開買付け」の(注1)に記載のとおりです。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

本公開買付けの対価である基金返還請求権は、金融商品取引法上の有価証券ではありませんが、対価が有価証券に該当する場合に準じて「買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」欄に記載しています。

(1) 【名称】

一般社団法人ディアパークゴルフクラブ

買付け等の対価とする有価証券の発行者は、公開買付者であります。

(2) 【本店の所在地】

奈良県奈良市須山町95番地

(3) 【代表者の役職氏名】

理事長 森 俊彦

(4) 【資本金の額】

公開買付者は一般社団法人であり、資本金がありません。

なお、本公開買付手続きは、基金募集手続きの一環として行われますので、本公開買付終了後に、本公開買付けへの応募株式数に応じた基金の額(1株当たり1,600円)が計上される予定です。

(5) 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- 1 . 基金を財源として、対象者の株式を保有すること
- 2 . 対象者の役員を選任し、対象者と密接な関係を保ちながら、会社経営の安定とゴルフ場の質の向上に寄与すること
- 3 . 社員がゴルフ場を快適に利用できるよう、各種の規則を制定し、各委員会を通じて必要な活動を行うこと

事業の内容

公開買付者は、対象者の有価証券を保有し、対象者に対する株主権を行使することで、適切なゴルフ場の運営に資することを主たる事業としております。

(6) 【最近3年間の1株当たり配当額等の状況】

公開買付者は、一般社団法人でありますので、一般社団法人法の規定により剰余金の配当を行うことができません。

(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】

公開買付者は、一般社団法人でありますので、株式を発行していません。

また、公開買付者は、公開買付届出書提出日現在（平成24年10月15日）において、基金返還請求権を発行していません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エンゼル証券株式会社 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号1000

(2) 【決済の開始日】

平成25年1月22日（火曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、当法人の社員証書（基金返還請求権を有する旨の記載あり）、本公開買付けによる買付け等の通知書及び基金の割当てに関する通知書を応募株主等の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、当法人の基金返還請求権を対価として行います。買付けられた株券等に係る基金返還請求権は、決済の開始日以後遅滞なく、当法人の基金管理簿に記載いたします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の状態に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】

当法人は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第 1 項第 1 号イないしチ及びヲないしソ、第 3 号イないしト及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を産経新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第19条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を産経新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の 6 第 1 項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を産経新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

(1) 【団体の沿革】

年月	事項
平成24年7月	商号を一般社団法人ディアパークゴルフクラブとし、本店所在地を奈良市須山町9番地とする一般社団法人として設立。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

公開買付者は、株式会社ディアパークゴルフクラブ（以下、(2)において「会社」といいます。）が所有する、かつ、経営するゴルフ場施設（以下、(2)において「ゴルフ場」といいます。）を社員が快適に利用し、社員相互の親睦を図るゴルフクラブたることを目的とするとともに、会社の株式を保有し、株主権を適正に行使することにより会社経営の安定性と永続性に寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 基金を財源として、会社の株式を保有すること
2. 会社の役員を選任し、会社と密接な関係を保ちながら、会社経営の安定とゴルフ場の質の向上に寄与すること
3. 社員がゴルフ場を快適に利用できるよう、各種の規則を制定し、各委員会を通じて必要な活動を行うこと

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

該当事項はありません。

なお、本公開買付手続きは、基金募集手続きの一環として行われますので、本公開買付終了後に、本公開買付への応募株式数に応じた基金の額（1株当たり1,600円）が計上される予定です。

(4) 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

役名及び職名	氏名	生年月日	職歴
理事長	森 俊彦	昭和12年9月14日生	昭和36年4月 近畿日本鉄道(株)入社 昭和59年12月 三重ゴルフ場(株)取締役就任 平成7年11月 花吉野ゴルフ場(株)代表取締役社長に就任 平成21年6月 対象者取締役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事長に就任(現任)
理事	福井 良和	昭和11年12月4日生	昭和40年1月 マリックスオフィスシステム創業 昭和45年4月 マリックスオフィスシステム(株)創立 同社代表取締役に就任 平成13年5月 同社代表取締役会長に就任 平成18年10月 対象者取締役に就任(現任) 平成19年5月 マリックスオフィスシステム(株)相談役に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)

役名及び 職名	氏名	生年月日	職歴
理事	金藤 靖	昭和18年3月24日生	昭和40年4月 (株)竹中工務店に入社 平成5年3月 同社大阪本店営業担当部長に就任 平成7年3月 同社大阪本店奈良営業所所長に就任 平成14年3月 同社大阪本店営業部部長に就任 平成18年6月 佐川アドバンス(株)取締役役に就任 平成21年6月 対象者取締役就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	青木 宏子	昭和22年5月14日生	昭和48年4月 大阪商運(株)監査役に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	芦田 一郎	昭和28年1月21日生	昭和50年4月 (株)新通入社 平成20年11月 (株)新通エスピー取締役役に就任 平成22年1月 (株)新通取締役営業局長に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	大西 良博	昭和23年4月14日生	平成11年10月 三井物産テクノプロダクツ(株)に入社 同社取締役副社長に就任 平成23年7月 同社顧問に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	小山 新造	昭和17年6月24日生	昭和40年4月 (株)南都銀行に入行 平成7年6月 同行取締役に就任 平成11年6月 同行常務取締役に就任 平成15年6月 小山(株)代表取締役に就任(現任) 平成23年6月 (株)東基代表取締役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	阪口 徳雄	昭和17年12月5日生	昭和48年4月 東京弁護士会に弁護士登録 昭和56年4月 大阪弁護士会に登録替 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	篠原 祥哲	昭和10年3月1日生	昭和38年2月 公認会計士開業登録 平成14年7月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)副理事長、代表社員相談役を歴任後同法人を退任 平成14年8月 (株)篠原経営経済研究所代表取締役に就任(現任) 平成14年11月 (株)サンエー・インターナショナル取締役に就任(現任) 平成14年11月 特定非営利活動法人おおさか大学起業支援機構代表理事に就任(現任) 平成16年2月 対象者取締役就任 平成23年6月 (株)TSIホールディングス取締役に就任(現任) 平成24年4月 積水ハウス(株)監査役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	新坂 俊一	昭和25年2月27日生	昭和47年4月 大忠製菓(株)入社 昭和60年12月 同社代表取締役に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	谷沢 重城	昭和25年8月3日生	昭和49年4月 読売新聞社大阪本社入社 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)

役名及び職名	氏名	生年月日	職歴
理事	當内 明	昭和12年1月2日生	昭和30年4月 當内みどり園入社 昭和38年4月 當内明香園起業代表者に就任 昭和63年3月 ㈱明香園設立代表取締役に就任 平成18年6月 同社取締役会長に就任(現任) 平成21年6月 対象者取締役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	中井 富男	昭和20年5月30日生	昭和43年4月 常盤薬品工業(株)入社 平成2年12月 同社取締役副社長に就任 平成15年4月 ユニテックメディカル(株)代表取締役に就任(現任) 平成18年9月 モチノキ薬品(株)代表取締役に就任(現任) 平成18年10月 対象者代表取締役就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	中本 勝	昭和25年2月14日生	昭和51年4月 弁護士登録、大阪弁護士会入会 昭和56年4月 大阪弁護士会常議員に就任 昭和57年3月 奈良弁護士会へ登録換、中本勝法律事務所を開所 昭和60年4月 奈良弁護士会副会長就任、以後昭和61年、62年、63年、平成元年度副会長重任 平成3年4月 奈良弁護士会会長、日本弁護士連合会理事に就任 平成9年5月 事務所名をあすか法律事務所に変更 平成24年4月 近畿弁護士連合会理事長、日本弁護士連合会理事に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	西浦 茂	昭和21年2月17日生	昭和43年4月 東陽鍍金工業(有)入社 平成7年11月 同社代表取締役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	西口 廣宗	昭和11年9月3日生	昭和34年4月 ㈱南都銀行に入行 平成2年6月 同行取締役に就任 平成5年6月 同行常務取締役に就任 平成8年6月 同行専務取締役に就任 平成9年6月 同行取締役頭取に就任 平成20年6月 同行取締役会長に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	牧野 明次	昭和16年9月14日生	昭和40年3月 岩谷産業(株)入社 昭和63年6月 同社取締役に就任 平成2年6月 同社常務取締役に就任 平成6年6月 同社専務取締役に就任 平成12年4月 同社代表取締役社長に就任 平成24年6月 同社代表取締役会長兼CEOに就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	松村 岩夫	昭和33年1月24日生	昭和55年4月 丸義(株)(現三統企画(株))に入社 平成8年5月 丸義(株)代表取締役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)

役名及び 職名	氏名	生年月日	職歴
理事	宮内 憲悟	昭和24年5月7日生	昭和47年4月 (株)住友銀行(現株)三井住友銀行)に入行 平成13年4月 (株)三井住友銀行執行役員法人第一部長に就任 平成16年4月 同行常務執行役員に就任 平成17年6月 S M B Cファイナンスサービス(株)社長に就任 平成20年6月 同社会長に就任 平成21年6月 銀泉(株)社外監査役に就任(現任) 平成24年6月 (株)関西アーバン銀行社外監査役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任) 平成24年9月 日本振光清算(株)社外監査役に就任(現任)
理事	宮野 郁子	昭和22年2月24日生	昭和48年10月 大阪大学医学部附属病院入職 平成7年4月 同院副看護師長に就任 平成19年4月 東淀川医誠会病院副局長に就任 平成20年4月 特別養護老人ホーム「和の里」看護師長に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
理事	安居 資司	昭和25年4月26日生	平成4年1月 やすい小児科内科医院開業院長に就任 平成6年9月 医療法人やすい小児科医院院長に就任 平成24年7月 当法人設立時理事に就任(現任)
監事	東 武彦	昭和17年5月11日生	昭和36年3月 (株)高島屋入社 平成5年3月 P.T.NOWL.KNITTING, INDONESIA代表取締役に就任 平成11年3月 (株)高島屋友の会監査役に就任 平成16年2月 対象者監査役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時監事に就任(現任)
監事	三好 丈博	昭和19年3月16日生	昭和57年3月 (株)アイン研究所専務取締役に就任 平成3年1月 (株)I T C代表取締役に就任(現任) 平成23年6月 対象者監査役に就任(現任) 平成24年7月 当法人設立時監事に就任(現任)

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,060 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5,060		
所有株券等の合計数	5,060		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,060 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5,060		
所有株券等の合計数	5,060		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	森 俊彦
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事長 株式会社ディアパークゴルフクラブ 取締役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	福井 良和
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 取締役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	金藤 靖
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 取締役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	青木 宏子
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	芦田 一郎
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	大西 良博
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	小山 新造
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	阪口 徳雄
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	篠原 祥哲
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	新坂 俊一
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	谷沢 重城
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	當内 明
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 取締役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	中井 富男
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 代表取締役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	中本 勝
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	西浦 茂
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	西口 廣宗
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	牧野 明次
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	松村 岩夫
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	宮内 憲悟
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	宮野 郁子
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	安居 資司
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	東 武彦
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 監査役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年10月15日現在)

氏名又は名称	三好 丈博
住所又は所在地	奈良市須山町95番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 理事 株式会社ディアパークゴルフクラブ 監査役
連絡先	連絡者 一般社団法人ディアパークゴルフクラブ 連絡場所 奈良市須山町95番地 電話番号 0742(81)0101(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

【所有株券等の数】

(平成24年10月15日現在)

森 俊彦

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

福井 良和

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

金藤 靖

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

青木 宏子

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

芦田 一郎

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	234 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	234		
所有株券等の合計数	234		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

大西 良博

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

小山 新造

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

阪口 徳雄

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

篠原 祥哲

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

新坂 俊一

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

谷沢 重城

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

當内 明

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

中井 富男

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

中本 勝

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

西浦 茂

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

西口 廣宗

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

牧野 明次

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

松村 岩夫

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

宮内 憲悟

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

宮野 郁子

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

安居 資司

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	211 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	211		
所有株券等の合計数	211		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

東 武彦

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	80 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	80		
所有株券等の合計数	80		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(平成24年10月15日現在)

三好 文博

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	232		
所有株券等の合計数	232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者の賛同意見

対象者によれば、対象者は、平成24年10月13日開催の対象者取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて慎重に協議・検討した結果、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

なお、上記取締役会においては、当法人の理事を兼務している対象者の代表取締役中井富男及び当法人の理事を兼務している対象者の取締役金藤靖、當内明、福井良和並びに当法人の理事長を兼務している対象者の取締役森俊彦については、利益相反取引の疑義が生ずる可能性を排除するために万全を期して、決議の公正性を確保する観点から上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加していないということでもあります。

また、対象者取締役会が上記の意見に至った理由は、

- (ア) 本公開買付けが、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行に伴い実施されるものであり、厳しいゴルフ場の経営環境を鑑み、完全間接株主会員制によりゴルフ場経営をより合理化することが、株主（会員）の皆様によりよいゴルフライフを提供し続けていくうえで不可欠かつ最善の選択であると判断できること
- (イ) 本公開買付けに応募することで、株主は従前どおり優先的施設利用権が保持されること
- (ウ) 公開買付価格が、前川拓郎弁護士の見解書等を踏まえ、株式価値を適正に評価したものであり、妥当であると判断できること
- (エ) 平成24年6月28日に開催された対象者の定時株主総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されていること

の4点ということでもあります。

優先的施設利用権の付与

対象者は、平成24年10月13日開催の取締役会において、当法人の社員に対してゴルフ場の優先的施設利用権を与えるための定款変更（効力発生日は平成25年1月予定）を平成25年1月下旬を目処に開催される臨時株主総会に上程することを決議しています。

対象者による譲渡承認予定

対象者はその定款において株式譲渡制限を定めています。従って、公開買付者は、会社法第137条第1項の規定に基づき、本公開買付終了後、対象者に対して本公開買付けにより買付けた対象者株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定であり、平成24年10月13日開催の取締役会において、平成25年1月下旬を目処に開催される対象者の取締役会はこれを承認する予定である旨を決議しています。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

対象者は、昭和50年にゴルフ場（ディアパークゴルフクラブ）をオープンし、預託金会員制のゴルフ場として運営していましたが、平成13年9月に奈良地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、その後、会員主導のもとで作成された再生計画案が平成15年2月に認可され、平成15年11月に再生計画に基づき、会員契約の継続を希望する会員が一部免除後の預託金返還請求権を現物出資して、完全直接株主会員制のゴルフ場として生まれ変わりました。民事再生手続は、平成18年9月に終結しています。

その後、毎期経常利益を計上し続けるなど安定的な経営を続けてきましたが、現在、全国のゴルフ場では、日本の構造的な問題である少子高齢化やレジャーの多様化等による若者のゴルフ離れ、接待などを目的とした社用ゴルフの減少等により入場者数の減少が続いており、入場者数を獲得するために、各ゴルフ場がプレー単価等を引き下げるなど過当競争が続いております。そのため、市場が縮小するなかで、プレー単価までが低下するという悪循環に陥っており、大変厳しい経営環境が継続しております。

このような経営環境の中で、対象者は、ディアパークゴルフクラブを愛する会員の皆様に支えられ、会員が直接運営するゴルフ場として、低価格路線にシフトすることなく、会員対象の誕生日優待や感謝デーの実施、来場いただいた会員へのフォローを徹底する等で入場者の確保に努めてきました。また、外注費の削減や従業員への教育研修による多能化で効率的な人員配置を実施する等、経費削減にも積極的に取り組み、その結果、市場が縮小する中でも、毎期黒字を確保しております。しかし、今後ゴルフ場の経営環境は一層厳しくなることが予想され、さらに、経費削減努力も限界に近づきつつあることから、対象者は、会員の皆様からより愛されるゴルフ場を目指すとともに、運営を合理化することが必要であると考え、その方策について検討してきました。

対象者は、直接株主会員制のゴルフクラブですが、会員間の親睦を図ることを目的として、別に任意団体のクラブ組織が存在しており、対象者の株主はクラブ組織の会員としての地位も有しております。また、対象者には、会社法に基づく株主総会や取締役会等の機関が設けられている一方で、クラブ組織には、会則に基づく会員総会や理事会（注1）等が設けられており、法律の縛りを受けないクラブ組織の理事会で取締役会と同様の議案について議論が行われたり、会員総会で株主総会と同様の議案について議論が行われたりしている状況にあります。

対象者及びクラブ組織は、平成20年12月の一般社団法人法の施行により、一般社団法人の設立が容易になったことから、組織等の合理化により厳しい経営環境に対応していくため、平成23年6月25日に開催された対象者の定時株主総会及びクラブ組織の定時会員総会で一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行の本格的検討の開始について決議されました。また、直接株主会員制のゴルフクラブから一般社団法人を活用した間接株主会員制のゴルフクラブへの転換について慎重に議論を重ねる目的で、クラブ組織の理事7人と外部の溝端浩人公認会計士等を構成員とした一般社団法人への移行プロジェクトチーム（以下「移行PT」といいます。）が平成23年7月に結成されました。なお、移行PTでの検討内容等については、適宜、対象者及びクラブ組織を通じて株主（会員）に情報提供され、株主（会員）の疑問点の解消等に努められてきました。

そして、平成24年6月23日に開催された対象者のクラブ組織の定時会員総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案が、出席した会員の議決権の94.9%の議決権を有する会員の賛成で決議され、当該決議に基づき現在のクラブ組織の理事が中心となって平成24年7月31日に一般社団法人である当法人が設立されました。

なお、ディアパークゴルフクラブは、株主（会員）が中心となって運営されていることから、上記定時会員総会の議案については、平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会にも上程され、その結果、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されています。

当法人は、基金の募集にあたって対象者普通株式を株主から現物拋出していただくことで対象者を完全子会社化し、完全間接株主会員制に移行していくことを予定していますが、一般社団法人の社員には、その定款等において、現在の株主の権利に配慮した定め（注2）をおく予定であるため、既存の権利を大きく損なうことなく株主（会員）の地位や組織の機関における意思決定手続の煩雑さを解消し、更に有価証券報告書等の作成・開示等に伴う事務負担や経費を削減することが可能となります（注3）。

このような経緯で、一般社団法人を活用した間接株主会員制により直接株主会員制と同様のレベルでゴルフ場運営の透明性（注4）を維持しながら、経営資源をゴルフ場の運営に集中し、ゴルフ場経営をより合理化することを目的として平成24年10月13日開催の理事会において公開買付けの実施を決定するに至りました。

（注1）クラブ組織は会則に基づき会員総会及び理事会等により運営されています。会員総会は、会員により構成され、一会員権につき一議決権が与えられ、理事の選任等を行います。また、理事会は、理事により構成され、入会の承認や年会費の額の決定等を行います。

（注2）当法人の社員総会では、対象者の計算書類等の承認、対象者の取締役や監査役候補者の推薦を行い（定款第18条）、当該決議に基づき当法人は、対象者の株主総会で議決権を行使します。

また、当法人の理事会は、当法人の定款第25条第2項第6号の定めに従って、社員からの提案による会社に対する株主権の行使についての意思決定を行い、対象者に対する株主権の行使を行います。なお、理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合については、理事会の責任のもとに全て行使することを、当法人の社則において定める予定（平成25年1月下旬を予定）です。

つまり、当法人は、社員総会や理事会における社員からの意見を受けて、対象者に対して議決権や株主権を行使し、社員の意向を反映したゴルフ場の運営を行うことができます。具体的には、公開買付けの応募により対象者の株主が当法人の社員となった後も、対象者に対する会計帳簿の閲覧請求権（会社法第433条）、役員解任の訴え（会社法第854条）、株主総会の提案権（会社法第303条他）等の少数株主権は、当法人の理事会において、提案者が会社法に定める要件と同等の議決権割合等を満たしていると判断された場合は、当法人が対象者に対して権利を行使する予定です。

なお、当法人の社員は、直接、対象者に対する剰余金の配当を受ける権利（会社法第105条第1項第1号）及び残余財産の分配を受ける権利（会社法第105条第1項第2号）は有していませんが、対象者は、従来から内部留保によりゴルフ場施設の維持改善に努め、ゴルフ場として高いクオリティを提供することを経営課題としており、剰余金の配当は行わない方針であります。

（注3）当法人は、本公開買付けの成立後に、平成25年3月末を目処として、上記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の完全子会社化を行うことで、平成25年3月末の株主数を25名未満とし、平成25年3月期以降の有価証券報告書について提出を要しない旨の承認（令第4条）を申請する予定です。

対象者は、上記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続き完了後も自己株式の消却は行わない予定です。

（注4）当法人は、一般社団法人法に関する法令や定款等の内部規定に従って組織運営を行います。当法人の理事等については、一般社団法人法に基づく善管注意義務や忠実義務が課されるため、法律的根拠のないクラブ組織と比較して経営責任の所在がより明確になります。

また、上記(注2)に記載のとおり、間接株主会員制となっても、当法人の定款第18条第1項第6号の定めに従って、対象者の計算書類等は、社員に対して開示され、社員総会でその承認を行いますので、対象者の財政状態や経営成績等について十分な情報提供が行われます。さらに、社員は間接的に対象者に対する少数株主権の行使も当法人の定款第25条第2項第6号の定め及び社則により可能となる予定です。したがって、一般社団法人を活用する間接株主会員制は、一般社団法人法の規定に従った運営がなされるとともに、定款等の定めによって、ゴルフ場運営の透明性を維持し、健全な運営に資するものと言えます。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

株主の賛否

対象者によれば、対象者は、株主（会員）中心に運営されているゴルフクラブであることから、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行についての株主の賛否を諮るため、平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会に上程したとのことです。

その結果、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されたとのことです。

取締役全員の承認

対象者によれば、平成24年10月13日開催の対象者の取締役会において、

- (ア) 本公開買付けが、一般社団法人を活用した間接株主会員制への移行に伴い実施されるものであり、厳しいゴルフ場の経営環境を鑑み、完全間接株主会員制によりゴルフ場経営をより合理化することが、株主（会員）の皆様によりよいゴルフライフを提供し続けていくうえで不可欠かつ最善の選択であると判断できること
- (イ) 本公開買付けに応募することで、株主は従前どおり優先的施設利用権が保持されること
- (ウ) 公開買付価格が、前川拓郎弁護士の意見書等を踏まえ、株式価値を適正に評価したものであり妥当であると判断できること
- (エ) 平成24年6月23日に開催された対象者の定時株主総会において、「現行クラブ組織を一般社団法人へ移行する件」の議案は、出席した株主の議決権の93.2%の議決権を有する株主の賛成で決議されていること

を鑑み、本公開買付けへの賛同の意を表明し、本公開買付けへの応募を推奨しております。なお、上記取締役会においては、当法人の理事を兼務している対象者の代表取締役中井富男及び当法人の理事を兼務している対象者の取締役金藤靖、當内明、福井良和並びに当法人の理事長を兼務している対象者の取締役森俊彦については、利益相反取引の疑義が生ずる可能性を排除するために万全を期して、決議の公正性を確保する観点から上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加していないということであり、

独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定については、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、当法人及び対象者から独立した第三者である前川拓郎弁護士から必要な法的助言を受けているとのことです。

独立した第三者からの評価書の取得

当法人は、本公開買付手続きが、一般社団法人法に定める基金募集手続きの一環として行われることから、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）は、当法人の財産的基礎を害さないために、対象者の株式価値相当額で決定する必要があるという観点から、下記（ア）に記載の当法人が算定した公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）に対して、（イ）に記載の公認会計士による価格の妥当性の検討を経たうえで、最終的に公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）を1,600円と決定しています。

(ア) 当法人が算定した公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）

当法人は、対象者の株式の売買が会員権としてゴルフ会員権業者を通じて行われていることや、対象者において過去に実施された自己株式の取得や処分の価格が当時の会員権価格を基礎として決定されていることに鑑みて、会員権の取引相場に基づいて公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）を算定しています。

当法人は、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）の算定にあたり、以下のとおり対象者の株式（会員権）として公開されている9月分までの流通価格の推移（住地ゴルフ、トラストゴルフ、イーグル）、8月分までの精通者意見価格（国税庁公表）及び8月分までの新規会員の購入価格情報（対象者から入手）を検討しています。

国税庁では、管内にあるゴルフ場の会員権価格を調査した資料を「ゴルフ会員権の精通者意見価格等一覧」として公表しており、税務署へ問い合わせることにより確認することができます。

(a) 住地ゴルフ

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：26.7万円、過去6ヶ月分の平均：30万円
これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円

(b) トラストゴルフ

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：25万円、過去6ヶ月分の平均：26.7万円
これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,264円

(c) イーグル

平成24年9月分：25万円、過去3ヶ月分の平均：28.3万円、過去6ヶ月分の平均：30万円
これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,185円～1,422円

(d) 精通者意見価格（国税庁公表）

平成24年8月分：38万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均：38.7万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均：41万円
これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,801円～1,943円

(e) 新規会員の購入価格（平成24年9月は該当者なし）

平成24年8月分の平均：35万円、平成24年6月分から平成24年8月分の平均：34.2万円、平成24年3月分から平成24年8月分の平均：31.3万円
これらを正会員権の基準株式数211株で除して算定した1株当たりの株価は、1,481円～1,659円

以上を総合的に勘案して、当法人は、買付価格を1,600円と算定したうえで、下記（イ）に記載のとおり、公認会計士に価格の妥当性の検討を依頼いたしました。

(イ) 公認会計士による価格の妥当性の検討

当法人は、一般社団法人法第137条が基金の募集にあたり金銭以外の財産の抛出を目的とするときに、当該財産の価額について、検査役の調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求していることから、一般社団法人法第137条第9項第3号の規定に基づいて、検査役調査に代わる「専門家による財産価格の証明制度」を利用することとし、当法人及び対象者から独立した第三者である公認会計士岩佐伸彦に当法人が算定した価格の相当性の検討を依頼し、「証明書」及び「調査報告書」（以下、「会計士証明書」といいます。）を取得しました。

会計士証明書によると、株式価値の評価にあたり、一般社団法人法が上記調査もしくは弁護士等専門家による証明を要求している趣旨が、基金募集の対象となる財産を過大に評価した結果、基金返還請求権が過大に評価され、法人の財産的基礎が危うくなり、他の法人債権者を害する危険性があるからであるということに即して、法人の財産的基礎を危うくする恐れがないかどうかの観点を中心に検討を加え、平成24年9月末を基準日として、大手ゴルフ会員権取引業者（ゴルフホットライン、住地ゴルフ、メンバーズゴルフサービス、国際ゴルフサービス、関西ネットゴルフ、イーグル）のゴルフ会員権の取引相場及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）に基づいて株価を検討したところ、対象者の1株当たりの株式価値は、1,600円で相当と判断したということです。

なお、会計士証明書によると、株価の評価方法には様々な方法が存在するが、株主会員制のゴルフ会員権の相場は、需給関係に基づくマーケットメカニズムの中で決まるものであり、ゴルフ場のコースレイアウト、設備、メンテナンス状況やメンバー数、経営母体、経営姿勢、アクセス等の様々な要素の反映であると言えることから、取引相場を参考にして評価を行うことは、妥当であると判断したとのことです。さらに、取引相場のある株主会員制のゴルフ会員権の評価について、取引相場を基準に評価する方法が、相続税の財産評価における評価方法として採用されていることから、客観性は高いと評価できるものと判断したとのことです。そのうえで、上記大手ゴルフ会員権取引業者の平成24年9月末の市場における売り希望価格は、35万円から40万円の間であり、売り希望価格と売買成立価格との乖離等を考慮して10%程度の評価減が必要であると判断し、売り希望価格の平均値の90%（337,600円）を基礎としたうえで、正会員権の基準株式数211株で除して、1株当たり1,600円と算定したということであります。

一方、DCF法については、組織体としての企業の動態価値を表し、継続企業を評価する場合、理論的に最も優れた方法であり、その算定過程に将来収益の予測という不確実な要素が混入するために評価の客観性に欠けるという側面を持っているが、今回の調査においては、事業継続を前提とした企業の動態価値を重視し、算定を行ったとのことです。会計士証明書では、対象者の将来収益の予測に関する正確な情報を入手できないことから、不確実性を考慮して将来CFは、過去の実績（3年及び5年）を基準に同一金額で推移することを前提に将来発生が見込まれる法人税等の負担を考慮し、DCF法による対象者の1株当たりの株式価値を1,604円～1,639円と計算しております。

(ウ) 弁護士による価格の妥当性の検討

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として対象者及び当法人から独立し、かつ、株価評価に精通している前川拓郎弁護士の意見書を受領したとのことです。

意見書において、前川拓郎弁護士は、本公開買付けが、一般社団法人法に定める基金募集手続きの一環として行われるものであり、法律上、公開買付者の財産的基礎を確保するため、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）は、対象者の株式価値相当額で決定する必要があるという観点から、公開買付者の評価額と会計士証明書の内容の妥当性を検討した結果、当法人の呈示する一株当たり1,600円の価格は、流通価格の推移（住地ゴルフ、トラストゴルフ、イーグル）、精通者意見価格（国税庁公表）及び新規入会の購入価格情報（対象者から入手）を参考に算定した価格と概ね一致した価格であり、さらに、会計士証明書に記載の算定方法及び算定結果は、対象者の株式価値を適正に評価したもので、妥当であると認められることから、公開買付価格（基金の募集に係る財産の価格）として適正であると判断したとのことです。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	平成22年3月期 (第44期)	平成23年3月期 (第45期)	平成24年3月期 (第46期)
売上高(千円)	483,856	462,928	441,337
売上原価(千円)	12,160	9,938	8,497
販売費及び一般管理費(千円)	453,096	452,798	425,802
営業外収益(千円)	1,292	3,884	8,517
営業外費用(千円)	107	110	96
当期純利益(千円)	19,797	4,326	13,142

(注) 上記は、対象者の第44期有価証券報告書(平成22年6月25日提出)、対象者の第45期有価証券報告書(平成23年6月29日提出)及び対象者の第46期有価証券報告書(平成24年6月25日提出)に基づいて作成しております。

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成22年3月期 (第44期)	平成23年3月期 (第45期)	平成24年3月期 (第46期)
1株当たり当期純損益(円)	66.63	14.82	46.00
1株当たり配当額(円)	50.00		
1株当たり純資産額(円)	5,751.81	5,908.90	5,947.67

(注) 上記は、対象者の第44期有価証券報告書(平成22年6月25日提出)、対象者の第45期有価証券報告書(平成23年6月29日提出)及び対象者の第46期有価証券報告書(平成24年6月25日提出)に基づいて作成しております。

2 【株価の状況】

対象者の株式は、金融商品取引所に上場されておきませんので、該当事項はありません。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(単元株制度は採用していません)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	3	1	171	0	0	1,096	1,271	
所有株式数(株)	0	1,266	232	58,928	0	0	236,715	297,141	
所有株式数の割合(%)	0	0.43	0.08	19.83	0	0	79.66	100	

(注1) 自己株式11,213株は、「個人その他」に含まれております。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第46期有価証券報告書(平成24年6月25日提出)に基づいて作成しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ヤハタ	八尾市北久宝寺 1 1 5	2,447	0.82
(株)明新社	奈良市南京町 3 464	2,083	0.70
大西建設(株)	大阪市此花区春日出中 1 18 10	1,872	0.63
岡村義之	奈良市	1,872	0.63
香月憲一	奈良市	1,872	0.63
(株)三好製作所	枚方市招提田近 3 22 1	1,872	0.63
今川運送(株)	東大阪市今米 1 14 46	1,638	0.55
(株)柴田衣料店	奈良市椿井町 2	1,638	0.55
(株)新通	大阪市西区西本町 1 5 8	1,615	0.54
大阪放送(株)	大阪市港区弁天 1 2 4	1,477	0.50
計		18,386	6.19

(注1) 上記のほか当法人所有の自己株式11,213株(3.77%)があります。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第46期有価証券報告書(平成24年6月25日提出)に基づいて作成しております。

【役員】

平成24年6月25日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
中井富男	代表取締役社長		211	0.07
金藤靖	取締役		232	0.08
村山栄男	取締役		234	0.08
瀬岡正樹	取締役		232	0.08
當内明	取締役		232	0.08
福井良和	取締役		232	0.08
前田恭隆	取締役		232	0.08
森俊彦	取締役		232	0.08
東武彦	監査役		80	0.03
三好丈博	監査役		232	0.08
計			2,149	0.72

(注1) 中井富男以外の取締役は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記は、対象者の第46期有価証券報告書(平成24年6月25日提出)に基づいて作成しております。

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

【臨時報告書】

【訂正報告書】

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

5 【その他】

該当事項はありません。